

1. 目標

ブランド確立と産業競争力強化のためのデザイン政策

デザインはブランド確立に必要な要素(コンセプト、技術、品質、サービス等)を視覚的に表現するもの ➡ デザインの活用は、「ブランド確立への近道」
 中国を始めとするアジア諸国の企業は、価格面・品質面で急速に競争力を強化 ➡ デザインの創造・活用による製品の付加価値化や差別化が不可欠

付加価値向上に資するデザインを創造することにより得られる利益を最大化するために、意匠権等の積極的な活用と権利の保護強化が必要

2. 現状に係るユーザーからの指摘

	企業	中小企業	デザイナー
意匠出願	業種による出願件数の偏り アパレル等の分野ではライフサイクルが短い製品が多く、タイムリーな保護が受けられない 開発製品数に比較した出願件数 出願に係る事務コストや登録料等の負担が大きく、全ての製品について出願できない 安心材料としての意匠出願 意匠権の有効性や他社の意匠権との抵触について評価を得るために出願する傾向がある デザイン保護以外の目的による出願 特許・実用新案で保護できない創作について権利を取得するために出願する傾向がある	出願件数の低迷 出願に係る事務コストや登録料等の負担が大きく、自力で出願することが困難 安価に先行意匠調査を代行するサービスなど、意匠登録を支援する外部サービスが未整備	出願件数の低迷 デザイン委託契約により、デザイナーと製造業者の摺り合わせの中で製品が開発されることが多く、デザインのみを独立して権利化する場面が生じにくい 出願に係る事務コストや登録料等の負担が大きく、自力で出願することが困難 安価に先行意匠調査を代行するサービスなど、意匠登録を支援する外部サービスが未整備
審査・審判	独創的なデザインが十分に評価されていないのではないか 類否判断において、「類似」の範囲が狭く解釈される傾向があるため、登録意匠に多少の改変を加えた意匠が登録される 審査の過程における審査官の判断根拠の明確性 拒絶理由の説明が行われていない、出願人と特許庁とのやりとりが不十分といった理由により、審査官の判断根拠が出願人にとって不明確なのではないか 審査における判断の一貫性 物品分野ごとのデザインの特性を踏まえた、一貫性のある判断となっていないのではないか		
権利行使	権利行使における類否判断についての困難性 類否判断が困難であるため、他社が類似デザインを使用しても訴訟や警告に踏み切れない 意匠権行使のコストに比較してメリットが少ないのではないか 訴訟や無効審判に係るコストが高いため、侵害された意匠権に係る損害額が低い場合などには権利行使するメリットが薄い 外部サービスの未整備 類否判断の手法などに精通した弁護士、弁理士が必ずしも多くないことから、他社が類似デザインを使用しても訴訟や警告に踏み切れない 譲渡、使用許諾、担保化等の形態での意匠権の活用が少ない 製品デザインは、企業の顔となることから、自社のデザインを譲渡したり、実施権を設定することは少ない		

3. 評価

意匠登録出願の件数は、近年、約4万件で推移しており、必ずしもデザイン保護のために十分に活用されていないのではないか
 ・ 特に、デザイン活動を重視する業種(アパレル、玩具等)において、意匠制度の利用が低迷している
 ・ 中小企業やデザイナーといった潜在的なユーザーにとって使いやすい制度となっていないのではないか
 意匠出願している企業も、自社製品が他社の意匠権を侵害していないとの安心材料として利用する傾向があり、制度趣旨が達成されていないのではないか
 意匠審査に期待される判断の一貫性や予見可能性が不十分である一方、類似の範囲が狭く解釈されるなど、審査の意義が達成されていないのではないか
 デザイン保護との観点から意匠登録している企業も、実際に訴訟等で権利行使を行うケースは少なく、権利保護手段として機能していないのではないか

- (1) 現行意匠制度の実態や評価を踏まえて、意匠制度の在り方を見直し、デザイン保護のための意匠権の積極的な活用と保護強化を実現するためには、少なくとも、以下のような論点について検討することが必要ではないか。

意匠出願から登録までに要する期間の短縮化

現行制度では、FA期間が約7.7ヶ月、SA期間が約12.5ヶ月となっているが、更なる短期化を目指すべきではないか

意匠出願に係る事務コストや登録料等の負担の軽減

出願に際して提出が義務づけられる書類等の負担軽減、実態を踏まえた手数料や登録料の見直しを検討すべきではないか

意匠審査・審判における「類似」範囲の拡大

類否判断に際して、独創的なデザインに対しては、現行の運用よりも広い類似の範囲を認めるべきではないか

意匠審査における「類似」範囲の明確化

審査における判断根拠を明確化するなどにより、類似の範囲をより明確に把握できるようにすべきではないか

意匠審査における判断の質の向上

審査における判断の一貫性や正確性を高めるべきではないか

意匠権の権利行使の範囲の拡大や容易化

意匠権の権利範囲について、類似の範囲を拡大するとともに判断を容易にできるようにするべきではないか

意匠制度に係る外部サービスの整備

意匠権の活用や権利行使といった場面において、出願人や意匠権者を補助する外部サービスの充実を図るべきではないか

- (2) 具体的な意匠制度の在り方を検討するに際しては、上記の論点について、どのような点を特に重視すべきか。